

令和7年7月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第38号)

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の 一部改正に伴う新旧対照表(第4条 久喜市立小・中学校 の通学区域に関する規則の一部改正部分)	1
---	---

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部改正に伴う新旧対照表

(第4条 久喜市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正部分)

一部改正規則の一部を改正する規則 (案)	現行の一部改正規則 (旧)						
<p><u>(選択校の指定)</u></p> <p>第6条 教育委員会は、第2条から第5条までの規定に関わらず、学区に關して弾力的な運用をすることができる区域(以下「調整区域」という。))を定めることができる。</p> <p>2 調整区域に居住する小学校就学予定者の保護者からの申出があったときは、第2条の規定により通学すべき学校として指定されている学校(以下「指定校」という。))以外の学校(以下「選択校」という。))に通学できるものとする。</p> <p>3 調整区域、指定校及び選択校は、別表第5のとおりとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表第5(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1040 1137 1136 2004"> <thead> <tr> <th>調整区域</th> <th>指定校</th> <th>選択校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂原小学校の通学区域</td> <td>砂原小学校</td> <td>鷺宮西小中学校</td> </tr> </tbody> </table>	調整区域	指定校	選択校	砂原小学校の通学区域	砂原小学校	鷺宮西小中学校	<p>(その他)</p> <p>第6条 略</p>
調整区域	指定校	選択校					
砂原小学校の通学区域	砂原小学校	鷺宮西小中学校					